

令和6年度 介護報酬改定について（現段階における情報提供）
（その3）

◇ 通所リハビリテーション費

根拠資料



指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について（省令の解釈通知）



七、通所リハビリテーション

1. 人員に関する基準

（1）指定通所リハビリテーション事業所

② 略

を、厚生労働省老健局老人保健課 高齢者リハビリテーション推進官に確認したところ「前回と変更がない」と確認が取れました。

正式には、介護報酬改定の省令解釈等の解説本で確認する予定です（5～6月）

根拠資料は、会員向け → 介護報酬改定情報に掲載しましたので、ご確認ください。

◇ 個別機能訓練の取り扱いについて

個別機能訓練の実施実施手順が改めて示されましたので、様式と併せ、介護保険改定情報に掲載いたします。

令和6年3月23日

保険局長 青柳利之